

東京地裁へ控訴手続きをいたしました

両備グループ（岡山県岡山市北区錦町6-1、グループ代表兼 CEO 小嶋 光信）は、2018年4月17日に、同グループの両備ホールディングス株式会社が運行するバス路線、西大寺線（岡山駅～益野～西大寺）と並行する路線への新規路線認可を違法として、国土交通省に取り消しを求め、東京地裁に提訴しております。

8月30日（金）、「原告適格が認められない」として弊グループの主張内容について審理されることなく却下判決がなされました。本件のような全国の公共交通事業者、引いてはその利用者にも大きな影響を与える重要問題について、形式的な法解釈による却下判決での幕引きは到底容認できるものではありません。そのため、弊グループは地方公共交通事業の窮状について裁判所に正しく理解いただき、しっかりと実質的な判断をしていただくために、本日、9月12日午後、控訴手続きをいたしましたので、お知らせいたします。

本裁判では、

両備グループは自社の路線情報開示資料による調査結果により

両備グループの西大寺線に競合事業者が申請した新路線の届出内容に対しての国交省の認可は違法。との主張により、国土交通省を提訴しております。

（被告側）

国交省は、両備グループには、本件認可の取消を求める原告適格がない旨の主張・反論をしております。

両備グループ代表兼 CEO 小嶋 光信コメント

地方の多くの赤字路線を支える黒字路線を狙いうちに「いいとこどり」の路線進出を許せば地方の公共交通は成り立たない。

「少子高齢化の地方では競争と路線維持は両立しない」という時代の変化に敢えて触れなかった一審の判断を控訴審で明らかにしていき、地方交通を守りたい。